

評価実施	令和 2 年度	事務事業マネジメントシート(兼 事務事業コスト計算書)			
事務事業名	No. 女性パーソナルサポート事業	所属部	政策経営部	所属課	市長室
政策名	No. 1 人権・平和・男女共同参画	所属係	男女平等・女性支援担当	課長名	吉田 徳史
施策名	No. 基本施策2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計 一般 0 2 01 1 01 9 03 1 01 4 8 3 0	法令根拠	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律		
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度	31 年度 ~ 年度		

事務事業の概要
 事業の具体的な手順及び詳細(期間限定複数年度事業は全体像を記述)
 DV等により自宅から避難することが必要な被害者(相談者)は、公的な一時保護施設に避難することが必要となる。しかしながら、公的な保護施設では利用に当たり、安全性を確保するために外出制限や携帯電話等の通信機器の使用制限等がある。このことを理由に相談者は保護施設の利用を拒否するケースが顕在化している。
 また、DV等の困難な状況におかれた女性は、緊急一時保護や生活保護制度等の行政のセーフティネット制度により、窮迫した状況から一時的な脱却を図るが、自立の過程では長期間の継続した支援が必要な方もある。しかしながら、婦人相談員をはじめ行政の相談員は緊急的な支援への対応が求められる、人員や体制上から自立段階にある相談者への中長期的な支援にさけるマンパワーは限りがある。
 上記の2点の課題を解消するために、本事業は公的な保護施設の利用を選択しない、またはできない方に短期間の滞在場所を提供する事業(短期宿泊)と民間女性支援団体に業務委託を行い、中長期的な支援が必要な女性への相談や同行支援、講座などを行う事業(自立支援)の2つの柱で構成し、制度の狭間に陥る女性のエンパワーメントを図り、自立につなげる支援を行う。

この事業を開始した経緯(いつ、どのような経緯で開始したか)
 平成30年度に女性支援の課題を調査分析し、新たな支援策を構築することが必要となり、平成31年度より新規政策事業として事業開始。
 左記概要の状況は当市だけでなく、厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会(H30.7~R元.6)」でも同様の検討がなされた。
 活動実績及び事業計画
 令和元年度の実績(令和元年度に行った主な活動を具体的に記載)
 短期宿泊 6件(147泊)
 自立支援 23件

・公的制度が利用できない相談者への短期宿泊事業の実施
 ・中長期的な支援が必要な方への自立支援の実施
 ・上記2事業を民間女性支援団体に委託して実施

1 現状把握の部(PLAN)(DO)
(1) 事務事業の目的
 この事業を実施する背景・課題等(なぜこの事業を行うのか)
 暴力や貧困など女性のおかれる課題は年々複雑化し、既存の公的制では対応できないケースも顕在化している。このような課題に対し、行政と民間支援団体が連携を図り、双方の強みを補完し合う支援体制を構築することで、多様化する女性の支援ニーズに応えることが可能となる。

事業の対象者及び対象とした理由(できるだけ細かくセグメント化する)
 ・DV等により一時的な避難が必要な相談者で公的な保護施設の利用ができない方(短期宿泊)
 ・暴力や貧困、医療的支援が必要な相談者で中長期的な支援が必要な方(自立支援)

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ(裁量性の大きい事業のみ記載)
 短期宿泊を利用することにより、一定期間、安心安全な場所に滞在することで、今後の生活や家族、親族との関係性などを考える時間が確保でき、主体的に自分の人生を決めることが可能となる。
 事業を委託した民間女性支援団体の相談員が中長期的に自立に向けたプロセスに寄り添うことで、支援の継続性が確保される。また、再度困難な状況に陥った場合に早期に状況を把握でき、再び行政の制度や支援につなぐことが可能となる。

(2) 各指標等の推移

項目	名称	単位	平成28年度(決算)	平成29年度(決算)	平成30年度(決算)(A)	令和元年度(決算見込み)(B)	令和2年度(当初予算)	目標年度(目標値)	差額(B)-(A)
① 活動指標 (事務事業の活動量を表す指標)	女性相談件数	ア 件				416	450	450	416
		イ 件							0
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)	緊急一時保護の制度説明した件数	ア 件				14	20	20	14
		イ 件				124	150	150	124
③ 成果指標 (事務事業の達成度を表す指標)	短期宿泊事業の利用件数	ア 件				6	10	10	6
		イ 件				23	30	30	23
④ 上位成果指標 (施策の達成度を表す指標)	DV等を受けた時に、どこにも相談しなかった(できなかった)市民の割合	ア %	38.5(H27)	-	-	50.7	25.5	18.0	-
		イ 箇所	3	3	4	4	4	5	0

(3) 事務事業コストの推移

項目	単位	平成28年度(決算)	平成29年度(決算)	平成30年度(決算)(A)	令和元年度(決算見込み)(B)	令和2年度(当初予算)	目標年度(目標値)	差額(B)-(A)
支出内訳	正規職員従事人数	人				2	2	
	延べ業務時間	時間				800	800	800
	正規職員人件費計(C)	千円	0	0	0	4,000	4,000	4,000
	再任用職員従事人数	人						
	延べ業務時間	時間				400	400	400
	再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	600	600	600
	嘱託職員従事人数	人				1	1	
	延べ業務時間	時間				400	400	400
	嘱託職員人件費計(E)	千円	0	0	0	600	600	600
	人に係るコスト計(F)	千円	0	0	0	4,600	4,600	4,600
物に係るコスト	物件費	千円				2,265	3,800	2,265
	うち委託料	千円				2,041	3,300	2,041
	維持補修費	千円						0
物に係るコスト計(G)	千円	0	0	0	2,265	3,800	2,265	
移転支的コスト	扶助費	千円						0
	補助費等	千円						0
	繰入金	千円						0
	その他	千円						0
移転支的コスト計(H)	千円	0	0	0	0	0	0	
その他	千円							0
支出計(I)=(F)+(G)+(H)	千円	0	0	0	6,865	8,400	6,865	
収入内訳	国庫支出金	千円						0
	都支支出金	千円				56	250	56
	分担金及び負担金	千円						0
	使用料及び手数料	千円						0
	繰入金	千円						0
	その他	千円						0
	収入計(J)	千円	0	0	0	56	250	56
収支差額(K)=(J)-(I)	千円	0	0	0	-6,809	-8,150	0	
一般財源投入割合	%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	99%	97%	#DIV/0!	

2 評価の部(CHECK) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関係と公益性評価	① 公共関与の妥当性	見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【以下に理由を記入】 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか?税金を使う必要がある。民間や受益者ができる事業か?かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か?
	② 成果の向上余地	向上余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【以下に理由を記入】 成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差はないか?何が原因で成果向上が期待できないのか?
有効性評価	③ 廃止・休止の成果への影響	影響無 ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性	他に手段がある (具体的な手段、事務事業) <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない ⇒【以下に理由を記入】 <input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒【以下に理由を記入】 本事業は多摩26市、東京都、全国的に見ても同様の事業を実施している自治体はない。当市の独自事業であり、市の他の事業においても統合できる事業はない。
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地	事業費削減(歳入確保)余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費削減(歳入確保)余地がない ⇒【以下に理由を記入】 成果を下げずに事業費を削減できないか?(仕様や工法の適正化、住民の協力など) さらなる歳入を確保できないか?
	⑥ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	削減余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【以下に理由を記入】 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか?成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか?(アウトソーシングなど)
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化	見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【以下に理由を記入】 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか?不公平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか?
 適切に実施している(一部実施している) ⇒【以下に理由(具体的な取組内容)を記入】
 実施していない ⇒3 改革・改善方向の部に反映
 評価になじまない

戸籍上男性であっても性自認が女性の方は事業の対象として考えている。しかしながら、公的な保護施設は戸籍上女性であることが要件であることから、本事業を利用後、公的な保護施設の利用にはつなげることができない。

この事業の対象者からの意見(想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか?)(裁量性の大きい事業のみ記載)
 ・自宅に戻ることが不安だったが、短期宿泊を利用して安心して過ごすことができた。
 ・市役所が開いていない時間でも、民間支援団体(委託事業者)の方が相談にのってくれて安心できた。
 ・今後、資格をとって自立して生きていこうと思った。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか?(裁量性の大きい事業のみ記載)
 本事業は、公的制度の狭間におかれ、複雑化した課題を有する女性に対応する事業であることから、「女性等相談支援事業」「緊急一時保護事業」と連動することで、女性のエンパワーメントを図り自立につなげることが可能となる。

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(ACTION)

(1) 担当課評価者としての評価結果 ① 公共関与と妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ② 有効性 <input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地あり ③ 効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④ 公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	(2) 全体総括(振り返り、反省点) 平成31年度の新規事業として実施をしたが、年度前半は書式の確認や対象者の要件など、委託事業者との協議に多くの時間を費やした。その結果、年度後半では支援や連絡調整等に関し、効率的に行うことができ、対象者の方にスムーズな事業利用へとつながった。 また、DV等を含め滞り先のない方への緊急的な支援策として、他部署からも利用の打診があった。また、近隣市や厚生労働省、内閣府等からもプリングや問い合わせがあり、現場の実態から構築した事業であるが市内外から評価をいただく結果となった。次年度はさらに事業内容を精査し、課題に的確に対応できる事業としていきたい。																		
		(3) 今後の事業の方向性(改革改善策)…具体的に記載 <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善(有効性改善) <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(効率性改善) <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(公平性改善) <input type="checkbox"/> 事業統廃合・連携 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) 短期宿泊先の選択肢を増やすために事業者に働きかけ、多様な相談者のニーズに対応できる社会資源を整備することで成果の向上につなげる。 様々な状況の相談者に対し、本事業の利用判断については、本事業が制度の狭間を補完する事業であるという性質に鑑み、個々のケースの状況に応じ柔軟に対応してきた。しかしながら、既存のDV法や売春防止法などの婦人保護事業における女性支援の仕組み自身が、現在の女性のおかれている状況やニーズに必ずしも合致しておらず、既存の制度が利用できないケースが見受けられる。本来、本事業は国や都などの広域で取り組む事業であると考えられることから、次年度に向け、国等にも事業化や財政補助などの取り組みを要望していく。	(4) 改革・改善による期待成果(廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>向上</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td>×</td> <td></td> <td>×</td> </tr> </table>		削減	維持	増加	向上		○		維持			×	低下	×		×
			削減	維持	増加														
		向上		○															
維持			×																
低下	×		×																
(5) 改革・改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策 ・本事業は事業開始年度(平成31年度)から3か年で見直しをすることとしており、積み上げた実績を国等にも報告するとともに、利用ニーズが継続していた場合には引き続きの事業化を図っていく。																			
(6) <目標達成基準、見直し・廃止基準>この事業はどのような状態となれば目標が達成されたこととなりますか。また、見直し・廃止となりますか? 国や東京都等において、本事業と同趣旨の事業が実施となった場合には、見直しや廃止が検討される。																			